

# 私生子法と母子保護法を通じた 日韓比較の試み

養子制度における未婚母の位置づけをめぐって

姜 恩 和

## I . はじめに

日本と韓国の家族は、3世代家族の減少、都市部における「夫婦と未婚の子ども」による核家族化、小規模化をはじめ、少子高齢化や未婚化、晩婚化の進行、離婚率や再婚率の上昇など、その変化する姿が非常に類似している。婚外子出生率も2%弱となっており、両国共に子どもは婚姻した夫婦が産むべき存在であるとする規範が強い社会である。血縁の有無に依存せず法的に親子を作りだす養子縁組に注目してみると、日本では特別養子制度、韓国では養子縁組特例法に基づく養子制度が、それぞれ社会的養護の一環という位置づけにおける類似した制度として挙げることができる。しかし、養子縁組が社会的養護に果たす役割やその社会的な認知度は、両国において大きく異なる。

日本の特別養子制度は、家庭に恵まれない子どもに家庭を提供し、子どもの成長を促進し保障することを目的として、1988年に導入された。しかし、施設で養育される子どもが年間3万人を超える一方で、特別養子縁組の件数は年間400件に満たず、当制度によって日本における社会的養護が変化したとは言い難い。これとは対照的に、韓国では朝鮮戦争下の孤児問題対策として海外養子縁組が始まり、政府の積極的な推進策も相まって、養子縁組が家庭養護の重要な位置を占めている。1958年から2012年までに国内と海外を合わせた養子

の数は24万人に上り、特に近年では国内養子縁組のシェアが上昇している。多くの共通点を持つ両国であるが、社会的養護としての養子制度の展開については、全く異なる様相を見せているのである。

韓国で養子に託される子どもの大多数は未婚母の子どもであるが、あたかも未婚母から産まれたこと自体が、子どもの要保護状態を示すものとみなされてきた節がある。一方日本では、今でこそ0歳児の虐待死への注目が高まり、望まない妊娠・出産が注目され始めたものの、元々未婚母の子どもを積極的に養子縁組の対象として取り込もうとしてきたわけではなかった。日韓両国とも婚外子が占める割合が低い中で、養子縁組制度の運用をめぐる違いはどこに起因するのだろうか。

日本における明治6(1873)年の私生子法では、私生児は産んだ女性の責任とされ、その後明治29年(1896)年の明治民法733条においても、子は常にその父の家に入ることを原則とし、父の知れざる私生子は母の家に入ると規定された。植民地支配期にあった朝鮮にもこの条文はほぼそのまま移植されたものの、母親と私生子を社会的にどのように保護するかという点では異なる展開をみるようになる。日本では1937年に「母子一体という観念の下に、子供は母を通じてのみ扶助を受け」(持永1937: 832)とする母子保護法が成立し、母親の婚姻の有無に関係なく子どもを扶養する「母親」を保護対象に据えた。一方、朝鮮には母子保護法は導入されず、1944年3月1日に13歳以下の幼者と妊婦などを対象とした朝鮮救護令が施行されるに止まる。母子福祉法が制定されたのは比較的最近の1989年のことで、それまでの1961年に制定された生活保護法では、子どもの養育上必要であると認められる場合に限り、子どもに付随する形で母親が保護対象とされていたのである。

本研究では、日本における明治6(1873)年の私生子法と昭和12(1937)年の母子保護法に注目することにより、養子制度における未婚母の位置づけについての日韓比較を試みる。

## II . 日本における私生子法の成立

日本において私生子法が成立したのは明治6(1873)年1月18日太政官第21号の布告によってである。それ以前は法律制度において「父を有しない母だけの子は存在しなかった。それは、武家法・庶民法共通の原則である」(手塚豊

1991: 51)。その背景として高柳真三(1987)は、当時子どもは合法的配偶関係をもつ父母を当然持つべきであるという規範意識があったとし<sup>1)</sup>、手塚豊(1991)は父系的家族制度の社会において父の知れない子が存在する余地はなかったことを指摘している。したがって、生まれてくる子どもはすべて法制上公生子という妻妾の子としてみなされていた。しかし、事実上私生子が存在しないことはありえず、「父ならざる人を父とし、表面的には公生子たる仮装が行なわれたのである。この偽装は脱法行為ではなく、むしろ慣習法にもとづく擬制の一種であったとも考えられる」(手塚豊 1991: 51)。江戸時代以来明治初年にかけて『全国民事慣例類習』の第一編第二章「出産ノ事」の中に残されている慣例によると、「私生子はその実父母を父母としないで、父または母の弟妹、あるいはその親族や朋友の実子として入籍しあるいは入籍前に他人に養われてその実子として入籍し、あるいは成長するまで全然入籍せず、法律上の存在を隠されていたことを知る。これらの慣行は私生子が私生子として、その固有の地位を認められず、あるいは認めることが避けられた結果、実親でない実親を有するものとして、親族法上公正子の地位の偽装を余儀なくされたことを語るものにほかならない。……しかしながら、私生子を私生子としたまま父母いずれかの家籍に入れたことを示している例もあり、これらは前述のごとき公正子としての偽装を必要としなかったのであろう」(高柳真三 1987: 223-6)。

『全国民事慣例類習』にはほかにも、私生の子女に対して男子が責任を取るという記録が残されている。下記にその内容をいくつか紹介する。

「従来墮胎現金なるを以て、私通出生の子女と雖も表向所役人へ届る 事夫婦所生の児に異なる事なし、而して棄児の籍は私通の夫に附する事なり 河内国河内郡」(全国民事慣例類集 1944: 33)

「私生の子女は男子の方へ引受るを常とす、其家に育ふと否とは其適宜に任するなり 和泉国大島郡」(全国民事慣例類集 1944: 33)

「婚姻せざる前処女にして出産する事あれば、其処女たるものゝ弟妹として籍に入れ、或は他人へ養育料を添て之を遣し、人別に其貰受るものゝ実子と看做し其籍に入るゝ風習なり、但総ての経費は其密通せし男子之を償却す、若し密通せし男子数人あるときは、総金高を割付け償却せしむる事なり 加賀国河北郡」(全国民事慣例類集 1944: 35)

男子の方へ引き取る、また経費を男子が償却するということから、少なくとも私生子に対して男性が責任を取るという慣習の存在を確認できる。

しかし、明治6(1873)年1月の太政官布告第21号による私生子法は、私生子に法律の地位を与えた上で、「当然生母の戸籍に属し、其の養育も一切其の婦女の負担たるべきもの」とした(明治22年1月31日大判 粹誌4号19頁)。(外岡1941: 4)。父親との関わりは認知を受けられるかどうかにより、扶養はもっぱら母親の責任とされたのである。その内容は下記のとおりである。

妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スル兒女ハ一切私生ヲ論シ其婦女ノ引受タルヘキ事但男子ヨリ己レノ子ト見留メ候上ハ婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者其子其男子ヲ父トスルヲ得ヘシ<sup>2)</sup>

私生子法が出された直接の動機は、司法省(1月13日・伺、1月18日・指令)が「人ノ妻妾ニ非ル者ニシテ猥ニ他ノ男子ニ姦シ分娩イタシ候弊風ヨリ私生ノ男女多ク相成リ父ニシテ其子ヲ子トセス子ニシテ其父ヲ父トセス、囂々争訟スルニ至リ、倫理ヲ壊敗スルノ甚シキ言フニ忍ヒス、因テ戸籍ノ混乱ヲ招キ一種ノ人類ヲ生スルニ至ルヘク、憲法上ニ於テ一日モ坐視スヘカラサル事ニ候条、至急別紙ノ通御布告相成度」(高柳1987: 220)と、太政官へ伺出した結果である。この伺から、当時私生子がすでに多かったこと、また戸籍の混乱を招くことが非常に問題視されていたことを知ることができる。それに加え、「開国後、公正子偽装の困難な外国男子との混血子の出現という事態も加わり、もはや、単なる擬制で処理し切れない現実からの抗しがたい要請が存在した」こともあげられる(加藤美穂子1984: 49-50)。一方、私生子法と時期を同じくする戸籍法は「明治四年戸籍法」であるが、それは「全国の府藩県にたいし公布された全国的な法律で、廃藩置県に先行して統一国家の基盤を整備する根本路線を明示した」ものであった(福島正夫1996: 57)。加藤美穂子(1984)は、この戸籍法の整備により、届出において高度の厳格性が要求され、従来の宗門改人別帳方式における、私生子を公正子と擬制届出することや、私生子の出生届をネグレクトすることなどができなくなったことも私生子法成立を促した一要因であるとしている。もう一つ私生子法の成立に大きく影響したのは、先進諸国に倣って一夫一妻制にもとづく近代婚姻法原則に合致した親子法を意識したことである。封建制度の家族法では惣領とその他の子との類別が重視されてい

たのに対し、婚姻関係を中心として嫡出子その他の区別の明確化がはかられたことは、西洋法律思想の影響を受けてかなりの変革がみられた点である。手塚豊（1991）は私生子法の様式がフランス法の「斟酌」継受であったことは疑いえないとしている。しかしそれはフランス法をそのまま継受したものではなく、父の認知子に対して、「庶子」の用語を用いるようにした指令<sup>3)</sup>により、従来の家系継承者確保のための庶子制度は残されていた。

旧刑法施行により明治15（1882）年に廃妾が実現し、一夫一妻婚制になったが、実質的には私生子法の認知制度を用いることで家継承者確保のための庶子は残された。「庶子」という用語は、古く『養老令応分条』および『養老律令』の『継嗣法』にその起源をみる。両者は意味を異にし、前者は、庶子とは承継者たる嫡子以外のすべての男子を指称し、唐令の非承嫡者にあたる者である。後者は、庶子は妾腹諸子をさし、正腹子とは明白な差別があった。このように、庶子は多義的用法をもち、その後も時代によって多少、その意義を異にしながら明治時代に至っている」（加藤美穂子 1984: 58）。明治10年代に入り、近代的親子法の影響の下で庶子は妾腹子だけを意味する用法へと収斂していく。これと平行して、明治6年第21号布告「私生子法」の但書に定められた父の認知子に対しても「庶子」の用語が用いられ、従来の妾腹子以外に、父の認知した私生子をも庶子にふくむことになった。両者の間には相続等についても何の差別もない。さらに明治8年太政官布告によって法定婚主義が採用され、妾の地位も夫婦関係と同じく入籍によって決定されることになったので（8年10月7日・内務省伺、12月17日・太政官指令<sup>4)</sup>）、それ以後は事実上の妾の生んだ子は当然に庶子とはならず、私生子であり、認知があった場合に庶子となりえた。明治15年刑法で妾の地位を否認され、すでに入籍の妾はそのままであり、その生んだ子は父の認知を待たずに当然庶子となりえたから（18年3月14日・三重県伺、3月27日・指令<sup>5)</sup>）、その頃までは子の称呼に対する限り入籍済の妾の地位は、従来通り生きていたともいえる。しかし、その後の指令では（18年4月13日・埼玉県伺、4月21日・指令<sup>6)</sup>）、当然庶子となるわけではなく、認知した場合にのみ庶子となりえた。民事法上でも、妾が配偶者たることを否認したのである。

このように、「明治十八年以降の庶子は、入籍済みの妾がそれまでに生んだ子、事実婚の妻が生み夫の認知した子、事実上の妾が生んだ子で夫の認知した子、私通（姦通をふくむ）で生れ、夫の認知した子の四種類となったわけであ

る」(手塚豊 1991: 49)。

このような経過を経て、明治民法の第四章親子の中の第二款に庶子及私生子に関する条文が盛り込まれ、第 827 条に「私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得、父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス」と規定された。第 733 条には「子ハ父ノ家ニ入ルヘキ 父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル 父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス」とあり、子は常にその父の家に入ることを原則としている。そして父の知れざる私生子は母の家に入ると規定されている。第 735 条には「家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス 庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル 私生子カ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス」と記されており、入籍における戸主の同意権を設けている。そして父の認知や母の認知を得たとしても、戸主の同意を得られない場合など、両方の家に入れなないときは一家を創立するものとされた。

これらの規定から、戸主が庶子の入籍を拒まない限り庶子の父籍入籍、在籍は絶対であった<sup>7)</sup>。庶子男は嫡出女よりも家督相続において優先し(民 970 条 1 項 4 号)、夫の私生子が妻の意思に拘らず家に入って妻と親子関係を生ずる(民 827 条、728 条)などから、庶子に対する優遇を読み取ることができる。それは父家存続のための優遇であり、したがって「優遇された婚外子は父家に在籍して父家存続に一役買うことのできる者=庶子に限られ」(加藤美穂子 1984: 70)、「普通の私生子には別段の法律保護を講じない」のである(瀧川幸辰 1937: 198)。奥田(1908: 257)は「私生子ニ関シテハ佛国ノ民法ハ之ヲ単純ノ私生子、乱倫ノ子及ヒ姦通ノ子に分チ其法律上ノ権利義務ニ大ナル差等ヲ付セリ。…然レモ(ママ)是レ皆其父母ニ過失アルニ止リ其子ニ何等ノ罪惡ナキモノニシテ子ニ対シテ酷ナルノミナラス社会ノ秩序ヲ維持スルノ道ニアラサルヲ以テ本法ハ全ク是ノ如キ区別ヲ認ムル事ナシ」と説明している。もしこのような趣旨のみなら、西洋法よりもさらに私生子保護に考慮した立法であるといえることができる。しかし私生子法の成立やその後の展開における重点は、私生子保護にあったのではなく、父の認知による庶子に対する優遇にあったのである。

### Ⅲ．日本における母子心中の増加と母子保護法の成立

上記のような「父系中心的な家族制度」が強化されていく中で、私生子は父系中心的な家族規範にそぐわず、非常に厳しい境遇に置かれていた。滝川(1937)は、「戸籍簿上私生子であることは一目瞭然、おのづから本人に不愉快、不利益を与へて居る。……身分と直接に関係のない就職についても私生子であることは多大の引け目になって居る。私生子と記されて居る者の多くは、社会の冷い眼に出会って、理由なき身の不幸を嘆いたことであらう」と述べている(滝川 1937: 181)。また、大正期の家族問題についてまとめた湯沢(2010)も、「母の戸籍に入れられ、続柄欄は「子」となって(長男や二女とは記載されないで)、認知がない限り父の名は空欄で、認知されても父とは「氏」が異なるので他人にもすぐわかった。この差別を苦痛として生きる母や子がすくなかった」と述べており、私生子がおかれていた厳しい状況の一端を知ることができる(湯沢 2010: 173)

昭和 12(1937)年 3月 31日に公布された母子保護法が私生子保護だけを目的としているわけでないことは言うまでもない。大きな影響を及ぼしたのは親子心中、その中でも母子心中の急増であった。大正元年(1912年)までは 10件にも満たなかったが、大正 7, 8(1918, 1919)年には大正初期の 2倍、さらに昭和 6年にはおよそ 30倍の 313件を数えるに至ったのである(沢山 2013: 147)。母子保護法成立の経緯について、高島(1938: 54, 55)は、昭和 9年に至って、その当時頻々として起った多数の母子心中事件に端を發し、帝都に於ける婦人団体による母子扶助法制定促進の運動が熱と力をもち、政府においても、社会事業調査会に命じて政府案を作成し、昭和 12(1937)年第 70回帝国議会に提出して母子保護法の成立に至ったとした。

母子保護法の扶助を受ける者は、十三歳以下の子を擁する母で、「子」とは、嫡出子、私生子(庶子を含む)、養子、継子の民法上親子関係にあるものすべてが対象となる。持永(1937)によると、従来議会等に提出された法案では、私生子を含まずという規定があるなど、私生子の母を保護することについていろいろな議論があり、大正 15(1926)年に制定された「児童扶助法」等は、その理由のために法案として議会に提出されなかった。しかし私生子を殊更除くのは社会情勢上不都合ではないかということとなり、私生子を含めて救うこと

になったのである(持永 1937: 829)。「私生子を生むような女、いわば倫落の女の過失 過失といひ得るとして を国家が背負う必要はない」(滝川 1937: 205)という批判や議論があったようで、すんなり対象となったわけではない様子がうかがえる。しかし、「『貧困のため生活すること能はず、またはその子を養育すること能はざる』(母子保護法第1条)母の多くは私生子を抱える女であり、墮胎、嬰兒殺、棄児等の大部分が私生子の母にかかる犯罪である」(滝川 1937: 207)という状況を踏まえて私生子も含まれたものと思われる。

扶助対象を母親とした理由を高島(1938: 59)は下記のように述べている。「子供が、心身共に健全に成長するためには、母親自らこれが養育に当ることが最も適当であることは、云ふまでもないが、本法の目的とするところも、母をして、その本来の使命である子女養育の任務を完ふせしめやうとするものであって、……わが国では、母親自らがその子の養育に当る美風をもつてゐる、その美風を、更に助長する誠に美しい規定と云はねばならぬ」。当時の社会局保護課長だった持永も、貧困なる児童に対する救済の規定が施行されているが甚だ幼稚であるとしつつ、母子保護法は子どもを保護する上で母子一体を救うことであり、子どもを完全に育てる為には母というものがなければならないということの主眼としていると述べており(持永 1937: 829)、母子一体や母親を保護対象とすることに重点が置かれていることを知ることができる。

大正期は日本の家から近代家族へという「家の構造転換」が進み、「家庭」によって「保護される子ども」の規範化が進行する時期である。生みの親による育児を説く「母のない子供位、世に気の毒な子供はいない」という母性愛論の主張(小原 1925: 34)や、中央社会事業協会の「里子に関する調」(1929年9月)にて、「偶然にも私生子の名を以て生れ、或は貧困の家に生れたゝめに里子或は養児として母ならぬ人の手に育てられる子供」(傍点筆者)を「薄幸な世を送る子供達」としており、生みの親による子どもの養育が非常に重視されている時代であることを確認できる。岩本(2006: 98)は、1937年の母子保護法の法案審議における、「我国ノ家族制度ト致シマシテ…私ハ遺棄ト云フ場合ハ、ドウモ悪意ガ伴フ方ガ多イノデハナイカ、日本ノ家族制度ト致シマシテハ、親子心中ガ本テアル、遺棄シタ場合ハドウモ是ハ悪意ガ伴フ…(傍点岩本)」という発言を分析し、次のように指摘している。「捨子するよりも親子心中をする方が、我が国の家族制度に適っているという逆転した認識は、親子のあるべき姿を、絶対視された「血」縁の中に求め、かつそれを日本の伝統と



誤認したことに起因している。すなわち腹を痛め血を分けた親が本来捨子をすればがけないという理念に押し込める」というのである（岩本 2006: 97）。子どもの養育の責任を、血を分けた親だけに押し付けず、捨子を通して他人に育ててもらおうという慣行は明治期までも盛んに行われていたにも関わらず、この時点ですでに親子心中のほうが血縁を重んじる日本の家族制度に適っているとの認識が示されたのである。

次章では、朝鮮の植民地支配期における子どもの出生上の地位や私生子が置かれていた状況について概観する。

#### IV . 植民地支配期の朝鮮における子どもの出生上の地位

##### 1. 慣習調査報告書

植民地支配期には朝鮮独自の民法を作る動きは頓挫し、明治民法が移植されることとなった。その前に 1908 年 5 月から韓国併合直後の 1910 年 9 月まで慣習調査が続けられたが、子どもの身分獲得に関して『慣習調査報告書』にまとめられている内容は次のようなものである。すなわち、子は必ず父の家に入るべきものであり、庶子は妾腹子として当然父の家に入る者と、父の認知によって入る者がいる。私生子については、姦生子以外に「私生子」という称呼はなく、父の知れない私生子が母の家に入るべきか否かについての慣習も判明しない。しかし、子の認知を拒むことを恥辱とするため、父の判明しない子であってもその母の指定する者は大抵認知する。父の認知を受けられない子は、母の家で育つかもしくは捨て子となって収養子になるというものである。

これは、私生子に対する処遇の捉え方について注意を喚起させるものである。現在朝鮮時代における私生子概念やその処遇に関する学問的な研究はほとんどなされていない状況であるが、一般的な意識としては、朝鮮時代の私生子はもっぱら蔑まれた存在であったというのがいわゆる「常識」となっている。しかし調査報告書では、子どもの認知を拒否することは人道に逆らう非常な恥辱であるとし、大抵は父親が子どもを認知したと記している。姦生子についても、「大明律<sup>8)</sup> 刑事犯姦罪ノ姦ノ條ニ『姦生男女賣付姦夫収養』トアリシカ刑法大全<sup>9)</sup> 第五百四十条ニモ『姦生子女八姦夫ニ給シテ収養セシメ違ヒタル者八笞一百二処スル』ト規定セリ」<sup>10)</sup>とあり、このような条文も父親に子どもの責任を取らせる規範を反映していると思われる。また、母親が指定する人がほとんど

の場合父親となったことは、少なくとも私生子がただ冷遇される存在であったことだけを示すものではないのである。もちろん朝鮮時代には庶子に対してさえも深刻な差別があったため、私生子が厚い待遇を受けたとは考えられず偏見があったことも十分推測できる。

## 2. 「民籍事務取扱ニ関スル件」と朝鮮民事令において

1909年に制定された民籍法は日本の戸籍制度が導入される発端となったものであり、1915年に政務総監名で出された「民籍事務取扱ニ関スル件」は、民籍法の内容をより詳細に規定したものである。そのうち「四 出生ニ関スル事項」では、子どもを嫡出子、庶子、私生子の三つに分けており、これを契機に韓国で私生子という名称が使われることになった。まずその内容は以下のよう構成となっている。

- (1) 嫡出子ハ其ノ出生順ニ依リ長男(女)次男(女)ト記載スヘク庶子アルモ嫡出子ノ順位ニ影響セサルコト
- (2) 妾ノ生ミタル子ハ庶子トシ夫ヲ有セサル婦女ノ生ミタル子ハ私生子トシテ取扱フヘキコト
- (3) 男子十七歳未満女子十五歳未満ノ者ノ間ニ生レタル子ハ其ノ男女カ婚姻ノ式ヲ挙ケタル場合ト雖モ庶子トシテ取扱フヘキコト
- (4) 前項ノ場合ニ於テ庶子ノ父母カ後日婚姻ノ申告ヲ為シタルトキハ庶子ノ身位ヲ嫡出子ニ改メ出生別其ノ他関係事項ヲ訂正スヘキコト
- (5) 私生子ハ母ノ民籍ニ登録シ父ノ欄ヲ空欄トスヘキコト
- (6) 私生子ニ対スル認知ノ申告アリタルトキハ父ノ属スル家ノ民籍ニ庶子トシテ登録シ母ノ欄ニハ母ノ姓名ヲ記入シ其ノ事由ヲ事由欄ニ記載スヘキコト
- (7) 前項ノ登録ヲ為シタルトキ又ハ入籍済ノ通知ヲ受ケタルトキハ当該私生子ノ事由欄ニ其ノ事由ヲ記載シ母ノ家ノ民籍ヨリ之ヲ除クヘキコト
- (8) 庶子又ハ私生子ノ身位欄ニハ庶子男(女)又ハ私生子男(女)ト記載シ長男長女ト記載スヘカラサルコト

第2項には庶子と私生子についての定義も含まれ、それぞれどのように出生登録をすべきかについても細かく規定されている。嫡出子と庶子は父の家に、

私生子は母の家に登録することになっており、第6項には認知に関しても規定されている。朝鮮民事令以前に、民籍法という手続法においてすでに実質的な民法の借用が始まったとみることができる。したがって1915年に出された「民籍事務取扱ニ関スル件」は単に手続き上の指針に止まるのではなく、やがて朝鮮民事令の改正による日本民法の借用の拡大を見据えたものであったといえよう。

その後1921年11月14日の朝鮮民事令の第1次改正により親権に関する条文(877条-899条)が、また1922年12月7日の第2次改正により庶子及私生子に関する条文(827-836条)が借用され、養子に関する規定を除き、親子に関する条文の根幹となるところがほとんど借用された<sup>11)</sup>。それにより、明治民法733條の「子ハ父ノ家ニ入ル 父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル 父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス」という原則が実質的に朝鮮にも適用されることになる。

このような条文の導入がもたらした結果はどのようなものであったのだろうか。以下、私生子に焦点を当てて分析する。

### 3. 私生子

『慣習調査報告書』によると、朝鮮時代には子が多いことを福とし、血統を他に奪われることを恥辱とするのみならず子を否認するのは人道に反するという規範があったとされているが、このことは父親が道義上子どもを引き取っていたことを意味する。その後1915年の民籍事務に関する事項などにより、庶子及私生子に関する日本民法が借用されることにより、私生子という用語や認知制度が持ち込まれた。認知の方法には任意認知<sup>12)</sup>と強制認知<sup>13)</sup>があり、認知が父の任意に任されているだけでなく、子どもが父の認知を求める権利についても規定している。しかしこの規定がその当時実際に私生子の保護にどの程度役立ったかは疑問が残る。むしろ私生子が母の籍に入ることが明確に規定されることによって、男性が道徳的な責任を担わず、子どもの認知も拒否する余地が生まれたのではないかと思われる。

父親の認知を受けられない私生子は母の籍に入るという内容が明確に規定され、母にのみ認知されている私生子は、母と親子の関係を生じ原則として母の家に入り<sup>14)</sup>、母の氏を称し、母の親権に服し、相互に相続権を取得し、相互に扶養の義務を負う。また母の血族に対して親族関係が生ずる。しかし、現実に

は私生子が母の籍に入ることは容易なことではなかったようである。朝鮮戸籍例規をみると、1923年7月19日、1927年11月25日の伺い<sup>15)</sup>に、朝鮮民事令の改正によって私生子は母の家に入るのが原則となっはいるが、一般に父親の姓を使う事情に鑑み、任意に父親の姓を使うことを許している。このような伺いも、子どもが母の籍に入って母の姓を称する場合、子どもが不利益を被るという状況があったからこそ出ているのであろう。

出生届の数については1927年5月11日の東亜日報の記事によると、京城府における1926年度の統計は、嫡子が7,090人であるのに対して庶子は239人、私生子は20人となっており、庶子が全体の3.25%、私生子が0.27%を占めており、私生子のみならず庶子も非常に低い割合である。同じ時期の日本の統計をみると、大正15(1926)年に嫡出子が92.9%であり、庶子が3.9%、私生子が3.2%であり(島津1968:249)、私生子に関しては朝鮮のほうが格段に低いことを知ることができる。これは、実際の数の少なさに加え、私生子として登録することへの抵抗があったことも影響されているのではないと思われる。

当時の新聞記事を通して庶子や私生子が置かれていた状況についてみると、1920年から1939年までに概ね45件ほどの記事が確認できる。そのうち最も多いのは私生子殺害事件であり、その大半は未婚女性や寡婦が生まれた子どもを殺したという内容である。最初の記事は東亜日報1921年10月29日付の「私生子殺害事件」であるが、その時期は第2次朝鮮民事令改正とほぼ重なっており、1915年の「民籍事務取扱ニ関スル件」以降、朝鮮民事令改正などによって私生子という用語が定着していったのではないと思われる。庶子も決して優遇されていたわけではなかったようで、権利擁護に関する記事には私生子のみならず庶子をも対象としている。1929年3月8日付の東亜日報には「子の差別」との見出しで、子どもは皆人の子どもであるのに、嫡子・庶子・私生子などの区別をすることは理不尽なことであり、また親の非に対して子どもに責任を負わせるのは正しいことではなく、差別をなくすべきであるという内容の記事が掲載されている。

1928年2月4日の東亜日報には、1927年一年間で生活難により棄児となった子どもの数は京城府で87人であり、その中には私生子も含まれているという記事が掲載されている。1932年10月19日付の「庶子、私生児<sup>16)</sup>の悲哀 - 慣習と法を改革せよ」という東亜日報記事は庶子、私生子の処遇の改善を求め

私生子法と母子保護法を通じた日韓比較の試み

表 4 - 1 庶子・私生子に関する新聞記事<sup>17)</sup>

	1910～1919	1920～1929	1930～1939	1940～1945
殺害	-	17	8	-
権利擁護	-	3	4	-
民法・戸籍法	-	-	6	1
認知・訴訟	-	3	3	-

る内容である。女性の権利伸張や庶子・私生子の待遇の改善に注意が払われているのは、庶子、私生子がおかれていたこのような状況があったのことであろう。

## V . 戦後の展開

本章では戦後の日本と韓国において、養子縁組を通じた未婚母の保護がどのように扱われてきたのかについて述べていく。

### 1. 日本の状況

1987年に誕生した特別養子制度は原則6歳未満の子と一方が25歳以上の夫婦がおこない、子の実親との法的関係の終了をともなう養子縁組である。養親子関係の心理的安定、親子一体感、親は養親のみとすることをキィ・タームとする(米倉1998)。特別養子縁組の認容件数は導入直後の1989年の1,223件をピークに減少し続け、1999年以降は300件台を推移している。制度成立に至るまで、1957年に親族法の改正検討の中で取り上げられて以来、3回にわたって法制審議会で議論された。野辺(2014)は、特別養子制度の内容に影響を与えた要因として、普通養子制度との差異化、「子どものため」という理念、わらの上の養子の合法化、海外の立法の動向の4点を指摘している。

特別養子制度への関心を一気に高める火付け役になったのは、1973年に産婦人科医の菊田昇医師による「実子あっせん」の公表で、国会や新聞、雑誌などのメディアで大きく取り上げられた。菊田医師は、母に望まれずに産まれる婚外子の生命と幸福を守るためには、何よりも未婚の母を保護することが前提条件であるとし、実母の戸籍に子が入籍する前の養子縁組の必要性を主張した。最も考慮すべきとしたのは、実母の戸籍に出産の事実が記載されないというプライバシーの保護と、専門的な養子縁組あっせん機関の確立であった。しかし

いずれも制度には反映されず、「特別養子制度が目指したのは、養親の離縁や実親の干渉によって不利益を被る養子の地位の確保と、虚偽の出生届の慣行を終わらせることにあったのである」(吉田 2009)。

望まない妊娠をした女性と中絶や遺棄などの危険にさらされた胎児や新生児を保護する制度設計にはならなかったことに対して、米倉は、「私のみるところ、未婚の母に対する非難、非婚アレルギーというものは大変強いのであって、この事実を無視して、右のような特別措置をとろうとすれば(表向きの戸籍には出産の事実を記載しない 著者注)、特別養子制度そのものに対する反対が現在あるより以上に頭をもたげ、結局、この制度は葬り去られてしまう危険がきわめて大きい」と述べている(米倉 1986: 57)。この未婚の母に対する非難とは、結婚せずに子どもを産むことに加えて、産んだからには自分が育てるべきであり、産んだうえで他人に託すような行為に対してのものと思われる。菊田は「日本の社会は『腹をいためて産んだ子』を育てないで、他人にくれるとは『もつてのほか』無責任な親と蔑む慣習がある。そこで、“望まない子”を産んだ主婦は、子どもをくれたことがおおやけになると、『世間体』が悪いから、養子縁組を避けて、殺害することが多い」と述べている(菊田 1999: 167)。これは 章で引用した岩本(2006: 98)の「腹を痛め血を分けた親が本来捨子をするはずがないという理念」と同一の文脈で捉えることができる<sup>18)</sup>。

その後特別養子制度において、未婚母への特段の配慮がなされることはなかったが、近年0歳児の虐待死への注目とともに、望まない妊娠・出産、子どもの処遇方法として養子縁組への関心が高まっている。社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護児童事例の検証に関する専門委員会」がまとめている資料によると、第1次報告から第9次報告(2003年7月~2012年3月)までの集計で、虐待により死亡する子どもの中で0歳が占める割合が218人(44.0%)と高く、さらに、生まれた日に死亡する例が16.8%(83人)を占めているのである。とりわけ0日で虐待死する場合は、「望まない妊娠」が75.9%と突出しており、自宅出産が77.8%に上るなど、SOSを出せない緊迫した状況がうかがえる。今後未婚母自身による子どもの養育を最大限支援しつつ、やむを得ない場合に養子縁組を活用していくことが必要である。その際に子どものみならず母親に対してどのような配慮や支援が必要なのかについて議論を深めていくことが重要であると考えられる。

## 2. 韓国の状況

養子縁組は朝鮮戦争後に発生した多くの孤児に対する対策として始まって以来、対象となる子どもは、孤児の減少とともに、様々な理由により家庭で育てられなくなった子どもが大多数を占めるようになる。1970年代に未婚母の子どもが最も多くなってから、80年代に入ると対象児の8割以上が未婚母の子どもであるという状況となり、養子縁組は子どもの処遇方法であると同時に未婚母問題の対策としても捉えられてきた。それは婚姻していない女性が産んだ子どもを手放すことに対して非常に寛容であるとも捉えられる。つまり、父系中心的な家族規範のもとでは、婚姻していない状態で母親と子どもだけで家族を築くことは容易でなく、産んだ女性が子どもを育てられず養子に託すことに対しては寛大なのである。民法第781条は子の入籍、姓と本について規定しているが、子は父の姓と本にしたがい、父家に入籍することを原則としたうえで、父を知らない場合、子は母の姓と本にしたがい、母家に入籍することとなっている。この条文は、姓と本の部分を除けばほとんど明治民法第733条の「子ハ父ノ家ニ入ル 父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル 父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立スル」がそのまま生き残ったものである。母家に入籍し母親の姓を名乗ることになることは、子どもが父親の姓を継ぐのが通常となっている中で非常に異質なものであるとして受け止められやすく、父系の血筋のわからない子どもとしてのネガティブなイメージが付きまとう。さらに未婚母は、未婚状態での出産に対する負い目を持ち、子どもの将来を案じた上で親子の分離を選択するのである。自ら子どもを育てる未婚母への支援が乏しいことや、未婚母子の親子関係が断ち切られることへの抵抗があまりみられないのは、未婚母は決して子どもを「育てる」ことが前提とされないカテゴリーであったからといえる。

しかし、近年そのような状況に変化が生じている。2005年に、父系中心的な家族制度の根幹をなしていた戸主制度と戸籍制度の廃止をはじめとする家族法改正が行われ、父姓の原則が緩和された<sup>19)</sup>ことは、養子縁組を取り巻く大きな変化であった。さらに、2012年8月に施行された改正養子縁組特例法では、養子縁組は子どもの利益が最優先されるべきであるという条文を設け、養子縁組の成立を当事者による届出のみとするのではなく、家庭裁判所による許可制とした。さらに、養親の基準が強化され、実親の養子縁組同意までの熟慮期間、養子縁組当事者による養子縁組情報へのアクセスの保障など、子どもの権利保障という点で大きく前進したものであるといえる。しかし、2012年特

例法の施行後、養子縁組斡旋機関に預けられる子どもの人数が減り、施設に流れたり、乳児の遺棄事件が絶えないとして議論が続いている状況である。改正法以前までは養子が養親の実子として届け出られる虚偽の出生届が長年間黙認されてきた。それは未婚母のプライバシー保護の役割を担ってきたが、ここでのプライバシー保護は、決して未婚母を「親」として明確に位置づけたうえでのものではない。今回の改正法は、未婚母に対して「親権者」としての確固たる地位付与とともに、子どもの出自を知る権利を重視した形のものであるが、乳児遺棄やベビーボックスの報道の増加により、今もなお、未婚の状態出生届を出すことには相当な抵抗がある状況に注目が集まっているのである。

## VI. むすびにかえて

本稿では、日韓両国とも婚外子が占める割合が低い中で、韓国で養子に託される子どもの大多数は未婚母の子どもである一方、日本では、未婚の母の子どもを積極的に養子縁組の対象として取り込もうとしてこなかった違いはどこにあるのかについて、その一端の究明を試みたものである。日韓ともに慣行として男子が私生児の責任を取るという記録が残されているが、明治6(1873)年の私生子法は、私生児は産んだ女性の責任とされ、その後の明治民法にも、子は常にその父の家に入ることを原則とし、父の知れざる私生子は母の家に入ると規定された。植民地支配期にあった朝鮮にもこの規定はほぼそのまま移植されるようになったものの、日本では1937年に母子一体という観念に基づいた母子保護法が成立したのに対し、朝鮮には母子保護法は導入されず、1944年3月1日に朝鮮救護令が施行されるに止まった。

母子保護法は、母子一体を打ち出し、婚姻の有無にかかわらず子どもの保護のために母親が必要であるという考え方をもちこんだが、これは子どもを産んだからには育てるべきであるという規範に基づいたものであると言える。しかし、産んだ人が自ら育てなければならぬという規範が強ければ強いほど、養子縁組制度の運用上、未婚母の子どもが積極的に養子縁組の対象になる可能性が抑制されることになる。むしろ、子どもを育てる一次的な責任が産んだ親にあることは言うまでもなく、育てられる可能性があるのに子どもを養子に託すような誘導があってはならないが、やむを得ない事情がある親たちが子どもを託せるシステム作りがさらに工夫されるべきではないかと考える。



一方、植民地支配期の朝鮮では父系中心的な家族規範がむしろ強まり、解放後も 2005 年家族法改正まで父系中心的な家族モデルを維持してきた。したがって、父親の存在が重要であり、父親がわからない私生児を養子として手放すことに対しては社会的な抵抗感が薄い。とりわけ、未婚母の子どもが最も多く養子となる 1970、80 年代は急激な社会の変化の中にありながらも伝統的な家族規範が残っていた時期であり、社会的、経済的に不利な立場におかれていた女性たちが婚姻せず子どもを出産した場合、「育てる」母親としての地位を獲得するのははなはだ困難なことであった。このような背景もあり、未婚母の子どもが養子縁組の対象として積極的に取り込まれていったものと考えられる。つまり、日本とは逆に、母親によって育てられる可能性を十分に探ることなく養子縁組が進められてきたのである。

本稿においては、朝鮮に母子保護法が導入されなかった経緯や、朝鮮救護令の詳細については触れることができなかった。また、養子縁組をめぐる日韓の違いを探るには、社会的養護システム全体の比較はもちろんのこと、両国の家族規範についてもさらなる研究が必要である。今後は、日韓の「虚偽の出生届」をめぐる議論を分析し、両国の養子制度の比較研究を続けていきたい。

注

- 1) しかしこの「合法的配偶関係の観念ははなはだ広汎緩慢であり、正統的婚姻関係である夫婦関係のほか、妾および妾より一段落式の低いものとして家女と称されるものとの関係をも含んでいた。そうして妾や家女との関係は、必ずしも共同生活の永続を目的とするものでなく、子の産出後やがてその関係の解消することを、当然とするものも少なくなかった」(高柳真三 1987: 222) ため、合法的配偶関係が今日のような意味合いを持つものではなかった点に注意する必要がある。
- 2) 手塚豊 (1991) 『明治民法史の研究(下)』51 頁; 加藤美穂子 (1984) 「庶子制度からみた明治前期の法政策」福島正夫編『家族 政策と法 6 近代日本の家族政策と法』48 頁; 高柳真三 (1987) 「私生子の出現『明治前期の家族法の新装』219 頁。
- 3) 父の認知した私生子の名称と相続権に関する内務省伺に対し、八年十二月一七日太政官は、「…戸長免許ヲ受ケ男子ノ籍ニ入ルハ、母(ママ)ハ私生ノ名義ヲ消シテ庶子ト称シ庶子中長幼ノ順序ヲ以テ相続ノ権利ヲ有ス可キ事」と指定したのである。ここに、従来の庶子と私生子法で設けられた外来の認知制度とが密接に結びつくことになった。
- 4) 手塚豊 (1991) 前掲書 49 頁。
- 5) 手塚豊 (1991) 前掲書同頁。
- 6) 手塚豊 (1991) 前掲書同頁。
- 7) 明治前期は父母双方の協議によって母籍へ移すことが許されていた。したがって子は父家のものという考え方が明治前期より一段と強くなったとみることができる。
- 8) 大明律は中国の法律ではあるが、朝鮮初期から末期にかけて朝鮮の法律を補充し、ときに

## 社会イノベーション研究

- は直接適用されるなど、ほとんど朝鮮の法律と同じような役割を果たした。
- 9) 刑法大全は大明律や大典会通などの伝統的な法典を参酌した全 680 条に及ぶ大法典である。
  - 10) 朝鮮総督府 (1913) 『慣習調査報告書』111 問「子ノ入ルヘキ家如何」280, 281 頁。
  - 11) ただ、日本では庶子が父の家に入るときや私生子が母の家に入るときは両方とも戸主の同意を要するとしたのに対し、朝鮮では私生子のみに戸主の同意を要するとした。(朝鮮戸籍例規：大正 12 年 7 月 19 日京城地方法院長問合同年 8 月 23 日法務局長回答)
  - 12) 明治民法第 827 条「私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得 父力認知シタル私生子ハ庶子トス」
  - 13) 明治民法第 835 条「子、其直系卑属又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ対シテ認知ヲ求ムルコトヲ得」
  - 14) 母の家の戸主の同意を得られない場合は母の家に入り得ず一家を創立することとなる。
  - 15) 【359】私生子ノ姓ハ其ノ母ニ於テ父ト認めタル者ノ姓ヲ称ス(大正 12 年 7 月 19 日京城地方法院長問合同年 8 月 23 日法務局長回答)  
第 6 項 子ノ姓ハ父ノ姓ヲ称スルコト一般ノ慣習ナリト思考セラルルモ私生子ニ付テハ其母ニ於テ父ト認めタル者ノ姓ヲ任意附スルコトヲ得ヘキ義ナリヤ
  - 16) 日本と韓国において両方とも法律用語では「私生子」となっているが、「私生児」という用語がより一般的に使われていたようである。どのような使い分けがあったのかなどについて明らかにする必要があるが、それについては次の課題としたい。
  - 17) 韓国の国史編纂委員会のホームページ (<http://www.history.go.kr/front/index.jsp>) より検索した結果を再構成したものである。
  - 18) 1976 年 3 月に日本法律家協会主催で開かれた座談会で松山は産婦人科医の立場として、下記のように発言している。「我々産婦人科医の立場としては、とにかく自分の子供は親が望んで生むべきだというそういう根本原則があるわけですね。初めから要らない子供を産んで始末するというような考え自身がおかしいと思うわけです。」法の支配得第 26 号 p. 17
  - 19) 民法第 781 条 1 項但し書き「父母が婚姻届出を提出する際に母の姓と本貫 19) に従うことに合意した場合は、母の本貫と姓に従う。本貫とは、始祖の出身地のことである。韓国では姓の種類が少ないため姓だけでは同族を区別することができず、姓以外に先祖の出身地をつけることで同族であることを記してきた。

### 【参考文献】

- 天野武, 1966, 「私生児の民俗」『日本民族学会』Vol. 45: 34-44.
- 卞俗燾・李三植・金柔敬(ピョンヨンチャン・イサムシク・キムユキョン), 1999, 『우리나라入養制度改善에 관한 연구』(韓国の養子制度の改善に関する研究) 韓国保健社会研究院.
- 崔弘基(チェホンギ), 1997, 『韓国戸籍制度史研究』. 서울대학교출판부(ソウル大学出版部).
- 朝鮮総督府, 1913, 『慣習調査報告書』.
- 細川清, 1987, 「養子法の改正」『ジュリスト』No. 894: 44-53.
- 福島正夫・利谷信義, 1996, 「明治前期における戸籍制度の発展」『福島正夫著作集 第二巻家族』勁草書房, 3-56.
- 福島正夫・利谷信義, 1996, 「明治初年における戸籍の研究」『福島正夫著作集 第二巻家族』勁草書房, 94-129.
- 李相旭(イサンウク), 1994, 「韓国인민法典編纂挫折史」『社会科学研究』14: 1-13.
- 岩本通弥, 2006, 「民俗学からみた新生殖技術とオヤコ 『家』族と血縁重視という言説をめ

## 私生子法と母子保護法を通じた日韓比較の試み

- ぐって」太田素子・森謙二編『<いのち>と家族 生殖技術と家族』早稲田大学出版部, 75-104.
- 鄭鐘休, 1989, 『韓国民法典の比較法的研究』創文社.
- 정기원·김만지(チョンギウォン・キムマンジ), 1993, 『우리나라 입양의 실태분석』(韓國の養子縁組の実態分析) 韓国保健社会研究院.
- 加藤美穂子, 1984, 「庶子制度からみた明治前期の法政策」福島正夫編『家族政策と法 近代日本の家族政策と法』東京大学出版会, 43-88.
- 姜恩和, 2005, 「韓國の養子制度に関する考察 - 家族規範と子どもの福祉 - 」『社会福祉学』46(2): 29-41.
- 姜恩和, 2006, 『韓國の養子制度 - 家族規範の歴史的展開との関連を通して - 』東京都立大学大学院 社会科学部社会福祉学専攻課程博士論文.
- 姜恩和, 2014, 「2012年養子縁組特例法にみる韓國の養子制度の現状と課題 未婚母とその子どもの処遇を中心に」『社会福祉学』55(1): 63-75.
- 菊田昇, 1985, 「日本の子殺し その原因と対策」『ジュリスト』No. 847: 39-44.
- 菊田昇, 1978, 「実子特例法の提唱と嬰兒殺の防止」『ジュリスト』No. 678: 130-138.
- 菊田昇, 1987, 「特別養子制度の積み残した課題」『ジュリスト』No.894:62-64.
- 菊田昇, 1999, 「子殺しは救えるのか 新見医師への反論」『婦人公論』No. 84(2): 162-168, 中央公論新社.
- 韓國女性開発院, 1984, 『未婚母実態に関する研究』韓國女性開発院.
- 許ナムスン・盧チュンレ, 2005, 『未婚母父子総合対策に関する研究』女性家族部.
- 持永義夫, 1937, 「母子保護法に就て」社会保障研究所編『日本社会保障前史資料第5巻 社会事業(中)』至誠堂, 829-836.
- 新見国雄, 1999, 「赤ちゃん養子縁組」『婦人公論』84(2): 155-161.
- 日本法律協会, 1976, 「座談会実子特例法について」『法の支配』No. 26: 3-40.
- 沼正也, 1959, 「養子法の改正方向」『法律のひろば, ぎょうせい』No. 12(9): 6-9.
- 野辺陽子, 2014, 『養子縁組の社会学 血縁をめぐる人々の行為と意識』東京大学大学院人文社会学系研究科 社会文化専攻社会学専門分野 博士学位論文, 1-224.
- 奥田義人, 1908, 『親族法論』有斐閣書房.
- 박은하(朴ウンハ), 2003, 『비혼모와 비혼모정책에 관한 여성주의적 연구』(非婚母と非婚母政策に関する女性主義的研究). 淑明女子大学大学院女性学協同課程女性学専攻修士学位論文.
- 박홍주·조영미·채명숙(パクフンジュ・チョヨンミ・チェミョンスク), 1993, 「미혼모 박홍주 대한 여성학적 비판」(未婚母政策に対する女性学的批判)『梨花女子大学大学院研究論集』25: 268-302.
- 朴秉濠(パクピョンホ), 1996, 『家族法論集』도서출판 진원(図書出版ジンウォン).
- 沢山美果子, 2013, 『近代家族と子育て』吉川弘文館.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2013)『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第9次報告』.
- 島津一郎, 1968, 「私生子」『親子 家族問題と家族法』酒井書店, 208-252.
- 外岡茂十郎, 1941, 「我国に於ける私生子法の誕生と私生子の範囲」『早稲田法学』Np. 20: 1-58.
- 総合女性史研究会編, 1992, 『日本女性の歴史性・愛・家族』角川選書.
- 瀧川幸辰, 1937, 「私生子問題」『家族制度全集第一部第三巻親子』河出書房, 179-207.
- 高柳真三, 1987, 「私生子の出現」『明治前期家族法の新装』有斐閣, 219-239.

## 社会イノベーション研究

- 手塚豊, 1991, 『手塚豊著作集第八巻 明治民法史の研究(下)』慶應通信 .
- 土屋文昭, 1987, 「養子法の改正について」『ジュリスト』No. 648: 4-26 .
- 和田宗樹, 2005, 「明治大正期の親子心中の“増加”に関する考察」『社会学研究科紀要』No. 60: 15-28 .
- 山本起世子, 2013, 「民法改正にみる家族制度の変化 1920年代~40年代」『園田学園女子大学論文集』47: 119-132 .
- 吉田一史美, 2009, 「特別養子制度の成立過程 福祉制度の要請と特別養子制度の設計」『立命館人間科学研究』立命館大学人間科学研究所 19: 77-90 .
- 米倉明, 1987 「特別養子制度の成立をどう受け止めるべきか(上)」『ジュリスト』No. 784: 54-61 .
- , 1998, 『特別養子制度の研究』新青出版 .
- 生田精編, 1944, 『全国民事慣例類集』日本評論社 .